

日田市議会議員及び日田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案) について（概要）

1. 目的・理由

公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられています。

法は、市が国政選挙の場合に準じて条例で定めることにより、「市議会議員」及び「市長」の選挙において、①選挙運動用自動車の使用 ②選挙運動用ビラの作成 ③選挙運動用ポスターの作成 について、それぞれ公費負担することができると規定しています。

法の規定を受けて、この条例(案)は選挙運動の公費負担に関して具体的な内容を定めています。

なお、公費負担の限度額は公職選挙法施行令に準じた金額としています。

2. 内 容

第1条 趣旨

第2条 選挙運動用自動車の使用の公費負担

第3条 選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出

第4条 選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続

第5条 選挙運動用自動車の使用の契約の指定

第6条 選挙運動用ビラの作成の公費負担

第7条 選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出

第8条 選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び手続

第9条 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

第10条 選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出

第11条 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び手続

第12条 委任

3. 施行予定日

一部の規定を除き公布の日から施行する